



堺シュライクス電気ご利用にあたっての重要事項説明書

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認願います。

1. ご契約に関するご注意

- ・ 小売電気事業者は、以下の通りです。
株式会社リエンエナジー（登録番号：A0260） 住所：東京都目黒区上目黒 3-6-18 TYビル 7 階
- ・ 当サービスは、一般送配電事業者が管轄する東京電力管内、関西電力管内へ提供するサービスです。
- ・ あらかじめ当社の「供給約款」をご承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みをいただきます。ただし、当社が認める場合には電話等によるお申込みを受付する事があります。
- ・ 当社にて、小売電気事業者の切替手続きを行います。（お客様自身による現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは不要です）
- ・ 当社にて堺シュライクス電気への切替準備が完了した日をご契約成立日となります。具体的にご契約成立日は、「ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ・ お申込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。お申込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客様自ら、元の小売電気事業者へ新規ご契約の手続きを行っていただく必要があります。その場合、当社への切替日から、元の小売電気事業者へ戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。
- ・ お申込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項をご確認されることをお勧めいたします。例えば、以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。
①違約金の発生（複数年契約等で現在ご契約期間中の場合） ②ポイント等の失効 ③過去の電気使用量に関する照会不可 ④継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア ⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了
- ・ ご使用開始日（料金の適用開始日）は、切替手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。具体的な使用開始日は別途郵送する「ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ・ お客様の「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービスの提供ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

2. ご利用料金に関するご注意

- ・ ご利用料金および算定方法は、本書末尾の「堺シュライクス電気」の利用料金計算方法および料金表をご覧ください。
- ・ 電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき「堺シュライクス電気」の料金表にて計算します。なお、電気料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までとします。
- ・ 基本料金は、ご契約アンペア数により決定いたします。ただし次の一般送配電事業者が管轄するエリアに関してはご契約アンペアの設定がないため、一律で基本料金がかかります。（関西エリア）
- ・ 料金は基本料金と、従量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、燃料費調整額を差し引いた又は加えたものとします。※燃料調整費とは、電気の供給に必要な燃料費の価格変動に応じて単価を毎月設定し、ご使用量の単価を乗した、燃料調整費を請求いたします。※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、電気をご利用される全てのお客様からご使用量に応じて、国が定めた基準で毎年決定されている単価を乗した額を請求いたします。
- ・ 塾でんき のご請求書は、mail でお客様があらかじめ設定したアドレスにお送ります。紙請求書の発行をご希望される場合、紙請求書発行手数料として、1 請求書あたり 150 円（税別がかかります）。
- ・ 毎月の電気料金は、口座振替、クレジットカード払いでお支払いいただけます。
- ・ お客様が電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れ、それにより当社に損害が発生した場合、当該損害をお客様に請求いたします。

3. 工事等に関するご注意

- ・ お客様の電気メーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターに取り替える必要があります。取替工事は、所轄の一般送配電事業者から請け負った工事会社が行います。その際にお客様の土地または建物へ立ち入ります。
- ・ 電気メーターは一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、本工事以外にお客様の希望で行う工事については、所轄の一般送配電事業者の託送供給約款に基づき工事費用が発生する場合があります。
- ・ 工事日について事前に工事会社よりお客様に連絡があります。現地の状況によりお客様の立ち合いが必要となる場合があります。
- ・ 本設置工事の間、原則として停電することはありません。やむを得ず停電工事になる場合には、事前に工事会社より連絡があります。

- 一般送配電事業者の電気工作物（電気メーター、引き込み線など）やお客様の電気工作物に異常、もしくは故障がある場合には、お客様より一般送配電事業者にご連絡をお願いします。

4. 当社からの契約の解約について

- お客様が次のいずれかに該当する場合、当社はおお客様との電気供給に関する契約を解約することができます。この場合は、原則として、解約の15日前にお客様に通知いたします。
 - ① お客様が料金の支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ② お客様が支払いを要することとなった料金以外の債務（損害賠償金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - ③ お客様がその他、電気供給約款に違反した場合
 - ④ お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- 「堺シュライクス電気」の契約期間中に発生した料金その他の債権債務は、契約を解約した場合でも消滅しません。

5. お客様からの契約の解約について

- 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- 当社から他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、当社に解約の手続きをする必要はありません。新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- 移転等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて10日前までにお申し出ください。お申し出を10日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様負担となる場合がございます。
- 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客様からご負担いただく場合があります。

6. その他

- 契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。
- 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。周波数は次の通りです。 東京エリア：50Hz 関西エリア：60Hz
- 契約電流、契約容量は原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量にのっとり設定を行います。
- お客様の都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、当社もしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただくことがあります。※当社が一般送配電事業者から請求された清算金のみ実費で請求いたします。
- 当社への申し込みと同時に契約電流を変更する事はできません。
- 「堺シュライクス電気」へお申込みのお客様の情報を、株式会社つくろう堺市民球団と共同利用いたします。株式会社つくろう堺市民球団との共同利用の範囲は次の通りです。
 - ① 共同利用するお客様情報 住所、電話番号
 - ② 利用目的 堺シュライクス電気業務遂行の為
- この書面に記載の供給条件は、当社の「電気供給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての根拠を記載している物ではありません。詳細事項は、当社のホームページより「電気供給約款」「プライバシーポリシー」をご覧ください。

ご利用料金の計算方法

以下の方法で計算されます。



※燃料調整費とは、電気の供給に必要な燃料費の価格変動に応じて単価を毎月設定し、ご使用量の単価を乗じた、燃料調整費を請求いたします。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、電気をご利用される全てのお客様からご使用量に応じて、国が定めた基準で毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。

堺シュライクス電気料金表

2019年10月分まで

■堺シュライクス電気 B (東京)

区分		参考 従量電灯 B	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 10 アンペアにつき	280.8 円	280.8 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	19.52 円	19.52 円
	120 k Wh~300kWh まで	26.00 円	24.80 円
	300kWh 超過	30.02 円	29.00 円

■堺シュライクス電気 C (東京)

区分		参考 従量電灯 C	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 1 キロボルトアンペアにつき	280.8 円	280.8 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	19.52 円	19.52 円
	120 k Wh~300kWh まで	26.00 円	24.80 円
	300kWh 超過	30.02 円	29.00 円

■堺シュライクス電気 A (関西)

区分		参考 従量電灯 A	堺シュライクス電気 区分	堺シュライクスでんき
基本料金	最初の 15kWh まで	334.82 円	最初の 15kWh まで	334.82 円
電力量 料金 (1kWh)	15kWh~120kWh まで	19.95 円	~100kWh まで	21.68 円
	~300kWh まで	25.33 円	~200kWh まで	22.64 円
	300kWh 超過	28.76 円	~300kWh まで	25.45 円
	-		300kWh 超過	28.00 円

■堺シュライクス電気 B (関西)

区分		参考 従量電灯 B	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 1 キロボルトアンペアにつき	388.8 円	388.8 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	17.59 円	17.59 円
	120 k Wh~300kWh まで	20.82 円	20.82 円
	300kWh 超過	23.77 円	22.20 円

* 上記の料金単価は、消費税 8%を含んでおります。

堺シュライクス電気料金表

2019年11月以降

■堺シュライクス電気 B (東京)

区分		参考 従量電灯 B	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 10 アンペアにつき	286.0 円	286.0 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	19.88 円	19.88 円
	120 k Wh~300kWh まで	26.48 円	25.26 円
	300kWh 超過	30.57 円	29.54 円

■堺シュライクス電気 C (東京)

区分		参考 従量電灯 C	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 1 キロボルトアンペアにつき	286.0 円	286.0 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	19.88 円	19.88 円
	120 k Wh~300kWh まで	26.48 円	25.26 円
	300kWh 超過	30.57 円	29.54 円

■堺シュライクス電気 A (関西)

区分		参考 従量電灯 A	堺シュライクス電気 区分	堺シュライクスでんき
基本料金	最初の 15kWh まで	341.02 円	最初の 15kWh まで	341.02 円
電力量 料金 (1kWh)	15kWh~120kWh まで	20.32 円	~100kWh まで	22.08 円
	~300kWh まで	25.80 円	~200kWh まで	23.06 円
	300kWh 超過	29.29 円	~300kWh まで	25.92 円
	-		300kWh 超過	28.52 円

■堺シュライクス電気 B (関西)

区分		参考 従量電灯 B	堺シュライクス電気
基本料金	1 契約 1 キロボルトアンペアにつき	396.0 円	396.0 円
電力量 料金 (1kWh)	最初の 120kWh まで	17.92 円	17.92 円
	120 k Wh~300kWh まで	21.21 円	21.21 円
	300kWh 超過	24.21 円	22.61 円

* 上記の料金単価は、消費税 10%を含んでおります。

住所：東京都目黒区上目黒 3-6-18 TYビル 7 階

受付：0120-916-948

TEL：03-6303-4560 (代表)

FAX：03-5721-5580

Mail：info@liaisonenergy.jp